

京都大学理学研究科 新型コロナウイルス感染防止プロトコル Ver. 4.6  
「管理の階層」と「構成員の健康状態」

●管理の階層

- A. 対象者
- B. 直接の連絡先
- C. 危機対応責任者
- D. 総括責任者
- E. 危機対策本部

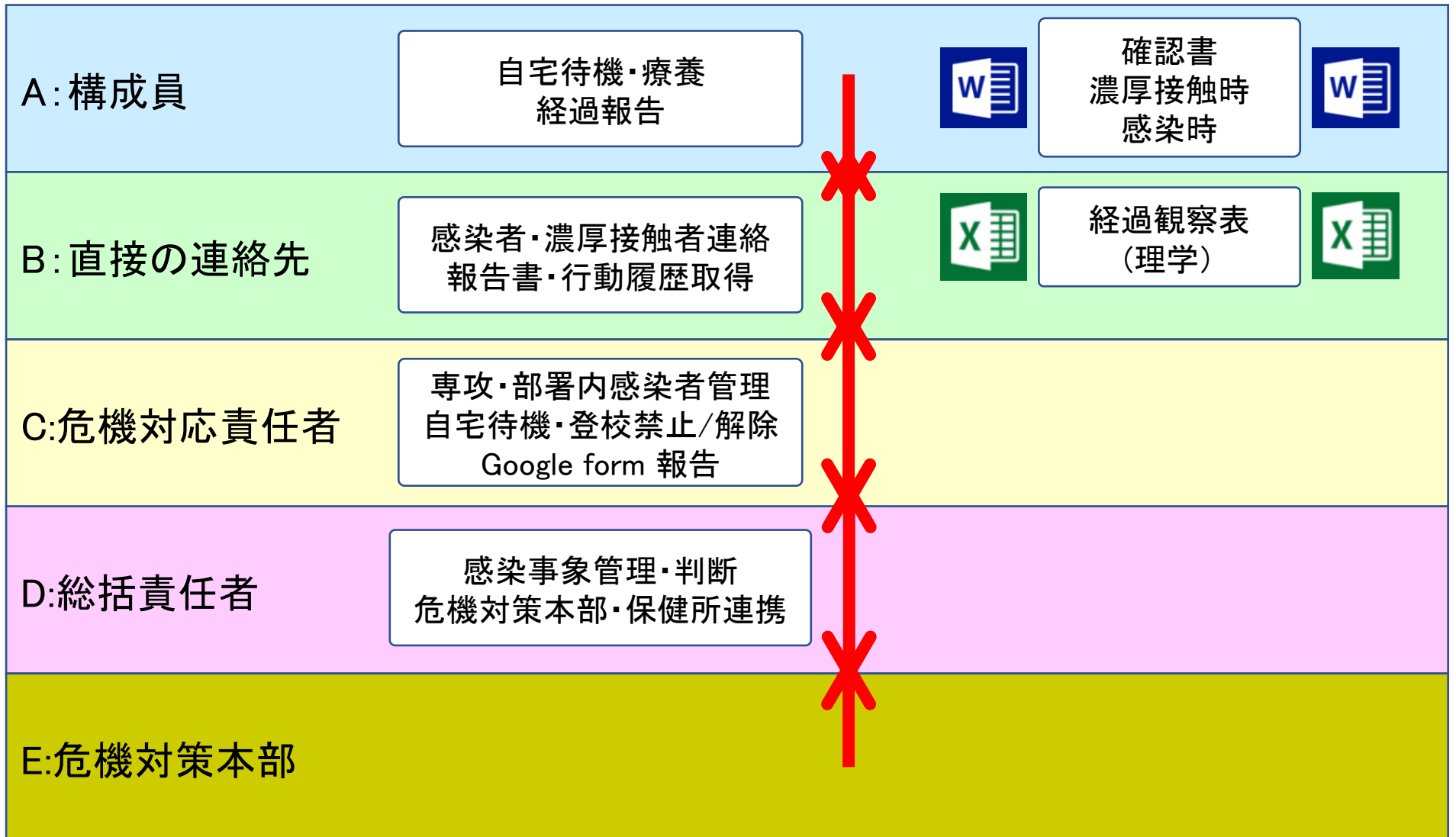
●構成員の健康状態

- 感染者
- 濃厚接触者
- 同居者が濃厚接触者
- 新型コロナウイルス感染類似症状を呈した者
- 発熱者
- 健康者

# 理学研究科危機管理プログラムの階層構造

- 感染者
- 濃厚接触者
- 同居者が濃厚接触者
- 新型コロナウイルス感染類似症状を呈した者
- 発熱者
- 健康者

6つの健康状態に分類



# 身分に応じた【A. 対象者】と【B. 直接の連絡先】 対照表

A：対象者	教員	研究員・大学院生 研究室所属学部学生	系登録済で研究室 未配属の学部学生	系未登録学部学生
B：直接の連絡先	自分自身or グループの長	指導教員	別紙	学部教務掛長
C：危機対応責任者	各専攻危機管理委員	各専攻危機管理委員	別紙	教育担当副研究科長
D:統括責任者				
E:危機対策本部				
A：対象者	総務課(理学担当)、図書・教務課(理学担当) 及び 専攻所属の事務職員※1		技術職員	SACRA
B：直接の連絡先	事務長補佐 or 総務企画掛長		技術長	SACRA特任教授
C：危機対応責任者	副事務長		技術部長	SACRAセンター長
D:統括責任者				
E:危機対策本部				

※1 専攻所属の事務職員は各専攻長等とも連携の必要あり

# 系登録済で研究室未配属の学部生

A：対象者	数学系	物理系	化学系	地惑系	生物系
B： 直接の連絡先	専攻長または 副専攻長	課題演習 担当教員	専攻長	専攻長または 副専攻長	副専攻長
C： 危機対応責任者	専攻長または 副専攻長	専攻長または 副専攻長	副専攻長	専攻長または 副専攻長	専攻長

【対象者】の健康状態＝ ●健康者 の時の行動

(要請)

- ◎コロナウィルス感染防止に努める
- ◎手洗いの励行
- ◎マスク、フェイスガードの着用
- ◎居室の換気を適宜行う
- ◎発熱、諸症状を呈している場合は自宅待機し、対面の講義は連絡して欠席する。

(自粛)

- ◎事務室・学部/大学院教務への入室。
- ◎マスクをせずに長時間、近距離での議論。
- ◎感染が危惧される場所でのサークル、アルバイト活動。

(推奨)

- ◎毎日の体温、健康状態の記録
  - ◎大学構内での行動・対面講義参加などの記録
- 【経過観察表(理学)ないし(理学学生用)への記入・保管】

## 【対象者】の健康状態＝ ●発熱 した場合の行動

(要請)

- ◎【直接の連絡者】に発熱したことを報告する。
- ◎自宅待機(発熱中)する。
- ◎対面講義は出席せず、担当教員に連絡して、代替の講義聴講方法を指示してもらう。
- ◎感染類似症状の場合⇨●新型コロナウイルス感染類似症状を呈した場合のプロトコルを再実施
  
- ◎毎日の検温・症状を行い、【経過観察表(理学)ないし(理学学生用)】への記入し、自分自身で保管
- ◎健康状態に変化がある場合、すぐに報告
- ◎大学構内での行動・対面講義参加などを【経過観察表(理学)ないし(理学学生用)】への記入・保管
- ◎下熱時は、【経過観察表(理学)ないし(理学学生用)】により、【B 直接の連絡先】の許可を得て  
登校・出勤

(推奨)

- ◎直近14日以前までの大学構内での行動記録・接触者を【経過観察表(理学)】に記録して保管

※ 注意する有症状として、発熱、あるいは、咳・咽頭痛・息切れ・全身倦怠感・下痢

## 【対象者】の健康状態＝ ●新型コロナウイルス感染類似症状を呈した場合の行動

(要請)

- ◎新型コロナウイルス感染類似症状を呈したことを、直接の連絡先に報告する。
- ◎医療機関又は保健所に相談(PCR検査を受けることも含め)する。
- ◎自宅待機(業務命令、自宅学習など)及び体調の経過観察をする。
  - ※京都府内の場合は、まず、かかりつけ医に相談(休日、夜間、かかりつけ医がいない場合などは、「きょうと新型コロナ医療相談センター」(075-414-5487)に相談)
  - ※PCR検査を受けることとなった場合にも報告。
- ◎諸症状が呈するまでの体温・諸症状を【経過観察表(理学)ないし(理学学生用)】に記入・報告する。
- ◎体温・諸症状を【経過観察表(理学)ないし(理学学生用)】に記録する(登校禁止解除に必要)。
- ◎新型コロナウイルス陽性と診断された場合 ⇨ ●感染者のプロトコルを再実施。
- ◎次の①&②を満たしていることを【経過観察表(理学)ないし(理学学生用)】で確認して自宅待機解除・復帰可能。
  - ①発症後8日以上が経過している(起算日:発症日を0日目)。
  - ②薬剤<sup>(a)</sup>を服用していない状態で、解熱後に72時間以上が経過しており、発熱以外の症状<sup>(b)</sup>が改善傾向である(起算日:解熱日・症状消失日を0日目)。
    - (a) 解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤 (b) 咳・咽頭痛・息切れ・全身倦怠感・下痢
- ◎その後1週間継続して経過観察を行う(再度体調不良になった場合は再び●のプロトコルを実施)。

【対象者】の健康状態＝ ●同居者が濃厚接触者となった場合の行動

(要請)

- ◎登校や出勤に制限を設けないが、同居者に症状が出た場合は、自宅待機すること。  
登校や出勤時には正しいマスクの着用、手洗い、密の回避等感染予防対策の徹底を図る。
- ◎本日までの体温・諸症状を【経過観察表(理学)ないし(理学学生用)】に記入する。
- ◎以後、体温・諸症状を【経過観察表(理学)ないし(理学学生用)】に毎日記録する。
- ◎同居する濃厚接触者がPCR検査又は抗原検査を受け「陽性」となった場合、所属部局に状況を報告、保健所 及び 危機対策本部等の指示・指導のもと ⇨ ●濃厚接触者としてのプロトコルを再実施



## 【対象者】の健康状態＝ ●濃厚接触者となった場合の行動

(要請)

- ①濃厚接触者となった経緯を【濃厚接触者確認表】に記入して「濃厚接触者」となったことを報告する。  
また、報告日までの体温・諸症状を【経過観察表(理学)ないし(理学学生用)】に記入して報告する。
  - ②保健所及び本学の指示・指導に従い、感染者と接触した最後の日から**5日間は自宅待機**  
(在宅勤務、自宅学習など)及び**7日間は体調の経過観察**  
※当該期間については、自治体の変異株の流行状況等によって取り扱いが異なる場合があるため、各自治体保健所の指示・指導に従う。(以下同じ)また、医療従事者については、別に定める
  - ③発熱・咳等の症状が出れば、医療機関には直接行かず、相談窓口又は管轄の保健所に相談
  - ④相談窓口又は管轄の保健所から指定された医療機関を受診し、新型コロナウイルス陽性と診断された場合は、●感染者のプロトコルを再実施
  - ⑤**5日間の体調の経過観察後**、体調に問題が無ければ、所属部局へ経過観察の結果を報告。  
**引き続き7日間を経過するまで体調の経過観察を行う**  
※濃厚接触者と判断されなかった場合、発熱・咳等の症状がなければ、登校、就業は可能
- ◎経過観察中は、体温・諸症状を【経過観察表(理学)ないし(理学学生用)】に記録する。  
(登校禁止解除に必要)。発熱・有症状に変化したらすぐに報告
- ◎5日間の体調の経過観察後、体調に問題なければ、直接の連絡先に経過観察の結果を  
【経過観察表(理学)ないし(理学学生用)】で報告。**自宅待機・登校禁止解除を申請**

## 【対象者】の健康状態＝ ●感染者 となった場合の行動

(要請)

- ◎速やかに感染の詳細を記載した本部指定の【**感染者確認書**】で感染者となったことを報告すること。  
また、本日までの体温・諸症状を【**経過観察表(理学)ないし(理学学生用)**】に記入して報告する。  
※当該感染者が教職員の場合は、就業の禁止を決定・通知される。
  - ◎体温・諸症状・治療の経過を【**経過観察表(理学)ないし(理学学生用)**】継続して記録すること  
(登校禁止解除に必要)。
  - ◎療養終了後、復帰する場合、①②の条件の両方を満たすこと。無症状患者の場合、③を満たすこと
  - ◎復帰の判断のために記録した【**経過観察表(理学)ないし(理学学生用)**】を提出。
  - ◎退院又は宿泊(自宅)療養解除時に受けた主治医や保健所からの指示・指導の内容や職場復帰の目安(①②③)に基づき、当該感染者が学生の場合は登校禁止が解除される。教職員の場合は、主治医や保健所からの指示・指導の内容及び職場復帰の目安に基づき就業の禁止の解除を決定・通知。
  - ①発症後に少なくとも**10日が経過**している。
  - ②**薬剤(\*)**を服用していない状態で、**解熱後に少なくとも72時間が経過**しており、**発熱以外の症状(\*\*)が改善傾向(\*\*\*)**である。
- (\*) 解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤 (\*\*\*) 咳・咽頭痛・息切れ・全身倦怠感・下痢。  
(\*\*) 各症状を4段階(なし:新型コロナウイルス感染症罹患による症状出現前と同程度、軽度:何かに集中すると忘れる程度、中等度:常に不良を感じる程度、重度:日常生活に支障をきたす程度)で評価し、すべて「なし」または「軽度」の状態が3日連続している。
- ③無症状患者の場合は、検体採取日から7日が経過している。
  - ◎**許可を得て登校・出勤。**

## 【B 直接の連絡先】の所掌 ①

●自身が【A対象者】となった場合、【別のB.直接の連絡先をC.危機対応責任者から選任する】

◎管理対象者への健康状態に応じた指示

自身が管理する【A:対象者】の健康状態がそれぞれ、**●感染者**、**●濃厚接触者**、**●新型コロナウイルス感染類似症状を呈した者** **●発熱者** となった場合、まず、自宅待機するように指示し、その後、それぞれ決められた対処と指示を行う。**●同居者が濃厚接触者の場合は、自宅待機の必要はないが、決められた対処を指示する。**

◎A: 対象者からの報告書・経過観察表の授受

【A:対象者】の健康状態が

**●感染者**となった場合は【**感染者報告書**】に記入して提出するように指示し、

**●濃厚接触者**となった場合は、【**濃厚接触者報告書**】に記入して提出するように指示する。

併せて【**経過観察表(理学)ないし(理学学生用)**】にも記入して提出、その後記録を続けるように指示する。

◎C:危機管理責任者への報告書・経過観察表の送付

取得した【**感染者/濃厚接触者報告書**】と【**経過観察表(理学)ないし(理学学生用)**】を迅速に、C:危機対応責任者(各専攻・部署で決められている)に提出して、その後の追加の指示を仰ぐ。

**●特に感染者が発生した場合は、報告書の内容や必要な聞き取りを行い、濃厚接触者に該当するものが大学構成員の中にいる場合は、迅速にC:危機対応責任者に報告する。**

## 【B 直接の連絡先】の所掌 ②

◎対象者の自宅待機・登校禁止解除を行う。

まずA:対象者からB:直接の連絡先が体温・健康状態の報告を受ける。

B:直接の連絡先が解除判断ができる場合:

- 発熱した場合は、解熱とともに解除可能。B:直接の連絡先が判断
- 新型コロナウイルス感染類似症状を呈した場合の、解除条件を満たすこと
- 同居者が濃厚接触者の場合は、自宅待機の必要はないが、決められた対処を指示する。

B,C,Dの合議により解除判断される場合:

- 濃厚接触者の場合、解除条件を満たすことを、提出された【経過観察表(理学)ないし(理学学生用)】をもってB,C,Dで確認。
- 感染者の場合も、解除条件を満たすことを、提出された【経過観察表(理学)ないし(理学学生用)】をもってB,C,Dで確認。

## 【C 危機対応責任者】の所掌

●感染者、●濃厚接触者、●同居者が濃厚接触者、●新型コロナウイルス感染類似症状を呈した者となった場合の対応を行う。

◎感染者および濃厚接触者発生をD:統括責任者に報告

●感染者、●濃厚接触者が発生した場合、B:直接の連絡先から取得した【感染者/濃厚接触者報告書】と【経過観察表(理学)ないし(理学学生用)】をGoogle Formを用いてD:統括責任者(研究科)に、迅速に報告する。

以後、対象者Aに対して、**守秘のためB・C・Dで編成された個別のチーム**でその後の対応に当たる。

◎大学内での2次感染の調査

●特に感染者発生の場合、提出された報告書をもとに、大学内での2次感染の可能性を調査して、対応(濃厚接触者に指定など)する。

◎感染者および濃厚接触者の自宅待機解除の判断

●感染者、●濃厚接触者の場合、B:直接の連絡先から取得した【経過観察表(理学)ないし(理学学生用)】を用いて、自宅待機・登校禁止を解除可能か判断し、Google Formを用いてD:統括責任者(研究科)に報告する。最終的な待機解除の判断は、C,Dの合議で行い結果をBに通知する。

## 【D 総括責任者】の所掌

●感染者、●濃厚接触者の場合、

### ●発生時

- ◎B:直接の連絡先が取得した報告書・経過観察表をC:危機対応責任者から受け取る。 ⇨責任者
- ◎対象者Aに対して、**守秘のためB・C・Dで編成された個別のチーム**で対応に当たる。 ⇨責任者
- ◎対象者の管理期限(自宅待機解除可能日)を決める。 ⇨責任者
- ◎発生事象を【報告書】と【経過観察表】をもってE:危機対策本部に報告する。 ⇨事務部

### ●療養後、自宅待機・登校禁止解除時

- ◎B:直接の連絡先が取得した療養後の経過観察表をC:危機対応責任者から受け取る。 ⇨責任者
- ◎対象者Aに対して自宅待機・登校禁止解除をB,C,Dの合議で判断し、Bに伝える。 ⇨責任者
- ◎自宅待機・登校禁止解除を【経過観察表】をもってE:危機対策本部に報告する。 ⇨事務部

## 情報伝達 電話連絡先

### 情報連絡網

- 危機管理委員会内メールリングリスト  
[050kikikanri@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp](mailto:050kikikanri@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp)

- ・ 京都大学 危機対策本部 075-753-2226
- ・ 市役所 (危機対策本部より連絡)
- ・ 保健所 075-222-4245 (危機対策本部より連絡)  
保険福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
- ・ 帰国者・接触者相談センター 075-222-3421